

「広報あがの」広告掲載要領

令和2年7月15日

「広報あがの」広告掲載要領（平成20年3月1日施行。）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要領は、阿賀野市広告掲載取扱要綱（平成20年9月5日告示第167号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、阿賀野市が発行する広報紙「広報あがの」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定める。

（掲載の範囲）

第2条 広報紙に広告を掲載できる者及び広告の内容等については、要綱及び阿賀野市広告掲載基準（平成20年9月5日告示第168号。以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

（広告の規格）

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

（1） 大きさは、次のいずれかとする。

ア 1種広告 天地4.7cm 左右8.6cm

イ 2種広告 天地4.7cm 左右17.4cm

（2） データの形式は、EPS、AI、JPEG形式のいずれかとする。

（3） カラーは、2色刷り（黒とシアン）とする。

（掲載料金）

第4条 広告の掲載料金は、1件当たりそれぞれ次のとおりとする。

（1） 1種広告 10,000円（地方税及び地方消費税を含む。）

（2） 2種広告 20,000円（地方税及び地方消費税を含む。）

（広告の掲載位置及び枠数）

第5条 広告の掲載位置は市が決定し、枠数は1種広告換算で8枠以内を原則とする。

（申込み）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する広報紙の発行日の20日前までに、「広報あがの」広告掲載申込書（第1号様式）に版下を添えて主管課に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、広報紙1号につき1件とし、当該広告の継続掲載期間は6月以内とする。

(掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告
- (3) 前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が掲載する広告として適当であると認めるもの

2 前項において同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、抽選により決定する。

(掲載の可否の通知)

第8条 掲載の可否を決定した場合は、「広報あがの」広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

(掲載料金の納入)

第9条 広告主は、前条の規定による広告掲載決定通知後、市が指定する期日までに原則として広告掲載料を一括前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りではない。

(広告の版下)

第10条 広告の版下の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

2 市は、版下について、必要があると認めるときは申込者に対し修正を求めることができる。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告内容等の変更)

第12条 広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している若しくはそのおそれ

がある又はこの要領等に抵触していると阿賀野市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）が判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。また広告主は正当な理由がある場合以外はこれに応じなければならない。

（掲載の取消し）

第13条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- （2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- （3） 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- （4） 広告主又は広告の内容等が、各種法令に違反している若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- （5） その他、広告掲載が適切でないと委員会が判断したとき

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（表示基準）

第16条 表示内容等については、原則次のとおりとする。

- （1） 人材募集広告

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等関係法令を遵守すること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる等

(3) 学習塾・予備校・専門学校等

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない旨を明確に表示する。

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、国家資格ではない旨を明確に表示すること。

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告し

てはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

オ 広告主が、業者所在地を所管する地方自治体の担当部署で広告内容についての確認をとっていること。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告は掲載できない。

エ 広告主が、業者所在地を所管する地方自治体の担当部署で広告内容についての確認をとっていること。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告主が、業者所在地を所管する地方自治体の担当部署で広告内容についての確認をとっていること。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

広告主が、業者所在地を所管する地方自治体の担当部署で広告内容についての確認をとっていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（介護老人保健施設を除く）については、介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いない。また、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：阿賀野市事業受託事業者 等

イ 有料老人ホームについては、アに規定するもののほか、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。また、所管都道府県の指導に基づいたものであるほか、公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業については、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとするほか、その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

エ 介護老人保健施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

(11) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、事業者の名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」（昭和63年公正取引委員会告示第3号）による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(12) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(14) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(15) 雑誌・週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正かつ不快感を与えないものであること。
- ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(16) 映画・興業等

- ア 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。
- オ 過激なデザインは使用しない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(17) 結婚相談所・交際紹介業

- ア 業界団体に加盟している事業者の広告であること。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(18) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(19) 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。また、その旨を明確に表示すること。

例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(20) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ50,000円、航空券東京～福岡15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(21) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた有料トランクルームであること。また、その旨を表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。また、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではない旨を明確に表示すること。

(22) ダイヤルサービス

各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。

(23) 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。

例：「メーカー希望価格の50%引き」等（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）

(24) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得や事務所の所在地等の実態があること。

(25) アルコール飲料に関すること

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現はしない。

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

(26) 規制業種の企業による規制業種以外の広告

基準第4条が掲げる規制業種に該当する企業による規制業種以外の広告は、本要領に定められた規制範囲内でその掲載を認める。

(27) その他、表示について共通して注意を要すること

ア 割引価格の表示については、対象となる元の価格の根拠を明示する。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告については、内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。

ウ 無料で参加・体験できるものについて、費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示する。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 広告には、原則として、広告主の所在地、連絡先、事業所等の名称を明記する。

オ 肖像権・著作権については、無断使用がないよう、広告主においてよく確認していること。

カ 虚偽の表現又は紛らわしい表現がないよう、広告主においてよく確認していること。

(疑義等の決定)

第17条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

「広報あがの」広告掲載申込書

阿賀野市長 様

広告掲載希望者 住所（所在地） _____
 法人名（名称） _____ 印
 代表者職氏名 _____
 担当者氏名 _____
 連絡先（tel） _____
 （fax） _____
 （E-mail） _____

「広報あがの」広告掲載要領第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

（希望号数に○をつけてください。申し込めるのは1号につき1件で、継続して掲載する場合は最高6号分です）

号数	1種広告	2種広告	合計金額
	縦 47mm×横 86mm 10,000 円	縦 47mm×横 174mm 20,000 円	
4月号			円
5月号			
6月号			
7月号			
8月号			
9月号			
10月号			
11月号			
12月号			
1月号			
2月号			
3月号			
申し込みにあたっては、広報あがの広告掲載要領に定める事項を承諾し、遵守します。 また、この申し込みの審査に当たり、市税等の納付状況を確認されることに同意します。			

備考 次の書類を添付してください。
 ・広告案（原則、データとします）

年 月 日

様

阿賀野市長 田 中 清 善

「広報あがの」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載の可否

号数	1種広告		2種広告		合計金額
	縦 47mm×横 86mm 10,000 円		縦 47mm×横 174mm 20,000 円		
	申し込み	掲載の可否	申し込み	掲載の可否	
4月号					円
5月号					
6月号					
7月号					
8月号					
9月号					
10月号					
11月号					
12月号					
1月号					
2月号					
3月号					

2 掲載しない場合の理由